

平成14年10月18日

厚生科学審議会感染症分科会の委員の意見の 取りまとめについて

標記について、本日15時30分より公開で開催されました厚生科学審議会感染症分科会において、別添のとおり出席委員から意見がまとまりましたので、参考までに配布いたします。

ウエストナイル熱対策について（意見）

（平成14年10月18日
厚生科学審議会感染症分科会）

ウエストナイル熱は、約80%が不顕性感染であり、重篤化することはまれとされている上、未だ国内で患者が発見されたことはない。しかし、同疾病は、現在、米国における流行がみられるところであり、将来の我が国への侵入に備え、対策を講じる必要がある。

このため、米国で問題となった平成11年以来、厚生労働省は、情報収集・提供、検疫所での対応、輸血血液の安全性確保等機動的に対策を講じてきており、今般も関係省庁連絡会議を開催し、連携強化を図ることとしているところであるが、当分科会としても、意見を下記のとおり取りまとめたので、厚生労働省においては、これを踏まえて、今後のウエストナイル熱対策の推進に努められたい。

記

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上、ウエストナイル脳炎は「急性脳炎」として定点調査の対象とされているが、今後、ウエストナイルウイルスの侵入を確実に把握し、対策を講ずることができるよう、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）を新たに四類感染症に位置付け、別途作成中であるウエストナイル熱の診断・治療ガイドラインの医療関係者に対する普及啓発に併せて、国内におけるウエストナイル熱患者の発生を当面、全数把握するべきである。
- 2 水際でウエストナイルウイルスの侵入を防止するため、ウエストナイル熱を検疫法（昭和26年法律第201号）上の検疫感染症に準じる感染症に位置付けること等により、空港における調査等の対策を引き続き実施するべきである。